ドッグサップ公認インストラクター細則

【アドバンスインストラクター検定】

第1条

アドバンスインストラクター検定を次のように定める。

(実施)

第2条

アドバンスインストラクター検定会(以下「検定会」という)は、本協会主催で行う。

(公示)

第3条

検定会実施要項は、協会本部ホームページにより公示される。

(検定)

第4条

アドバンスインストラクター検定(以下「検定」という)は、本協会代表より委嘱された検 定員がこれにあたる。

(会場・実施回数)

第5条

- ①検定会の会場は本協会の定めるところとする。
- ②実施回数は、受検者数により教育本部にて決定する。

(公認基準・実施要項)

第6条

検定は事前講習・学科・指導適正について実施し、その検定基準・実施要項は別に定める。

(受検資格)

第7条

受検者は受検年度の会員で次の項に該当しなければならない。

- ①受検年度に18歳以上であること。
- ②受検申込時までにベーシックインストラクターの資格を取得し、公認スクールでインストラクターとして1年以上指導経験、公認スクールで指導実務10単位以上行い、それを証明できる者。

(受検手続)

第8条

受検者は本協会が認める受検申込書に必要書類を添えて受検料とともに本協会本部に提出する。

- 2 本条による必要書類は受検年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 受検申し込み後は、理由の如何に問わず受検料の返戻を認めない。
- 4 受検者の受検地域の限定、受検回数の制限はない。

(結果報告及び発表)

第9条

検定会の結果報告を所定の用紙をもって本協会本部へ 2 週間以内に報告しなければならない。

合否の結果は後日受検者本人に通知、報告される。

(合格者の手続き)

第10条

合格者は公認料を結果通知後 2 週間以内に納付しなければならない。申請後は理由の如何 に問わず料金の返戻を認めない。

資格申込書類及び公認料を納付後、認定証が授与される。資格証は教育本部の承認後に受検 者本人へ教育本部より送られる。

(更新)

第11条

更新日までに本協会主催の年次講習会に参加しなければならない。

- 2 年次講習会実施要項は、協会本部ホームページにより公示される。
- 3 任期中1回以上受講しなければならない。
- 4 年次講習申し込み後は、理由の如何に問わず講習料の返戻を認めない。

(更新手続)

第12条

更新時までに更新申込書に必要書類を添えて更新料とともに本協会に提出する。

- 2 本条による必要書類は更新年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 更新申し込み後は、理由の如何に問わず更新料の返戻を認めない。

【ベーシックインストラクター講習】

第13条

ベーシックインストラクター講習を次のように定める。

(実施)

第14条

ベーシックインストラクター講習会(以下「講習会」という)は、本協会または公認ドッグ サップスクール(以下「公認スクール」という)主催で行う。

(公示)

第15条

講習会実施要項は協会本部及び公認スクールにより公示される。

- ①本協会のホームページに講習日程を掲載するため、公認スクールは講習会の年間スケジュールを本協会へ提出する義務がある。
- ②公認スクールは講習実施日を2週間前までに本協会へ報告しなくてはならない。
- ③急遽開催する場合は速やかに本協会へ報告しなければならない。

(講習)

第16条

ベーシックインストラクター講習(以下「講習」という)は、本協会アドバンスインストラクターを取得した者がこれにあたる。

(会場・実施回数)

第17条

- ①講習会の会場は本協会または各公認スクールの定めるところとする。
- ②実施回数は、受講者数により本協会または各公認スクールにて決定する。
- ③実施団体の事情により、講義と実技会場を異にして行うことができる。

(公認基準・実施要項)

第18条

講習は講義(教養・指導法)・実技について実施し、その実施要項は別に定める。

(受講資格)

第19条

受講者は受講年度の会員で次の項に該当しなければならない。

- ①受講年度に18歳以上であること。
- ②受講申込時までにアクティビティリーダーの講習を受講していること。
- ③日本赤十字のベーシックライフサポーターまたはそれに相応する資格を取得していること。
- ④SUP 経験が1年以上(経験内容によって変動あり)あること。

(受講手続)

第20条

受講者は本協会が認める受講申込書に必要書類を添えて受講料とともに本協会または公認 スクールに提出する。

- 2 本条による必要書類は受講年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 受講申し込み後は、理由の如何に問わず受講料の返戻を認めない。
- 4 受講者の受講地域の限定はない。

(開催報告)

第21条

実施校は講習会の開催を所定の用紙をもって協会本部へ 2 週間以内に報告しなければならない。

(認定の手続き)

第22条

受講者は公認料を当日に納付しなければならない。申請後は理由の如何に問わず料金の返 戻を認めない。

公認料を納付後、認定証が授与される。資格証は教育本部の承認後に受講者本人へ教育本部 より送られる。

(更新)

第23条

更新日までに本協会主催の年次講習会に参加しなければならない。

- 2 年次講習会実施要項は、協会本部ホームページにより公示される。
- 3 任期中1回以上受講しなければならない。
- 4 年次講習申し込み後は、理由の如何に問わず講習料の返戻を認めない。

(更新手続)

第24条

更新時までに更新申込書に必要書類を添えて更新料とともに本協会に提出する。

- 2 本条による必要書類は更新年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 更新申し込み後は、理由の如何に問わず更新料の返戻を認めない。

【アクティビティリーダー講習】

第 25 条

アクティビティリーダー講習を次のように定める。

(実施)

第26条

アクティビティリーダー講習会(以下「講習会」という)は、本協会または公認スクール主催で行う。

(公示)

第27条

講習会実施要項は協会本部及び公認スクールにより公示される。

- ①本協会のホームページに講習日程を掲載するため、開催校は講習会の年間スケジュール を本協会へ提出する義務がある。
- ②開催校は講習実施日を2週間前までに本協会へ報告しなくてはならない。
- ③急遽開催する場合は速やかに本協会へ報告しなければならない。

(講習)

第28条

アクティビティリーダー講習(以下「講習」という)は、本協会ベーシックインストラクターまたはアドバンスインストラクターを取得した者がこれにあたる。

(会場・実施回数)

第29条

- ①講習会の会場は本協会または各開催校の定めるところとする。
- ②実施回数は、受講者数により本協会または各開催校にて決定する。
- ③実施団体の事情により、講義と実技会場を異にして行うことができる。

(公認基準・実施要項)

第30条

講習は講義(教養)・実技について実施し、その実施要項は別に定める。

(受講資格)

第31条

受講者は受講年度の会員で次の項に該当しなければならない。

- ①受講年度に18歳以上であること。
- ②公認スクールでドッグサップツアー参加経験があること。
- ③協会の主旨に賛同且つドッグサップ普及発展に意欲のある方。

(受講手続)

第32条

受講者は本協会が認める受講申込書に必要書類を添えて受講料とともに本協会または公認 スクールに提出する。

- 2 本条による必要書類は受講年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 受講申し込み後は、理由の如何に問わず受講料の返戻を認めない。
- 4 受講者の受講地域の限定はない。

(開催報告)

第33条

開催校は講習会の開催を所定の用紙をもって協会本部へ 2 週間以内に報告しなければならない。

(認定の手続き)

第34条

受講後、認定証が授与される。資格証は教育本部の承認後に受講者本人へ教育本部より送られる。

(更新)

第35条

更新日までに本協会主催の年次講習会に参加しなければならない。

- 2 年次講習会実施要項は、協会本部ホームページにより公示される。
- 3 任期中1回以上受講しなければならない。
- 4 年次講習申し込み後は、理由の如何に問わず講習料の返戻を認めない。

(更新手続)

第36条

更新時までに更新申込書に必要書類を添えて更新料とともに本協会に提出する。

- 2 本条による必要書類は更新年度の本協会会員証のコピー。但しその年度に定めるものとする。
- 3 更新申し込み後は、理由の如何に問わず更新料の返戻を認めない。

【検定料・受講料・更新料】

第37条 次の表による

	アドバンスインスト	ベーシックインスト	アクティビティリー
	ラクター	ラクター	ダー
講習料・受検料	10,000 円	10,000 円	10,000 円
公認料 (初年度)	20,000 円	10,000 円	-
年次講習料	5,000 円	5,000 円	10,000 円
更新料(3年毎)	20,000 円	10,000 円	-

- 2 料金は明示しなければならない。
- 3 講習料・受検料は各開催校の開催状況(合宿や共同企画)により変動することを認める。
- 4 講習料・受検料は各開催校へ納める。
- 5 公認料・更新料は本協会本部へ納める。

【保管】

第38条

検定会及び講習会開催団体は、開催関係書類を実施後3年間保管するものとする。 ※関係書類とは受検書類・学科試験用紙・実技採点用紙・実施報告書等をいう。